



- 目次
- ①【お知らせ】 今月の法改正等の情報
 - ②【事故予防】 先月の回収事故から学ぶ
 - ③【案内】 基本を知る ④【Q&A】 疑問をほぐす
 - ⑤【コラム】 ちょっと深く、考える ⑥【シリーズ】 海外編

【お知らせ】 今月の法改正等の情報

食品表示基準の通知とQ&Aが2018年1月19日に改正されました。

食品表示基準について 第9次改正 最終改正平成30年1月19日消食表第20号
食品表示基準Q&A 第4次改正 最終改正平成30年1月19日消食表第21号

新設Q&Aその1

単に「ビタミンB群」と表示する場合は栄養強調表示の基準値の適用はありませんが、ビタミンB群の8つのビタミンの成分は表示します。

新設Q&A
は3つある
ね。

(加工－227) 容器包装に「ビタミンB群を含みます」と表示した場合、ビタミンB群全てにおいて、栄養強調表示の基準値を満たす必要がありますか。

(答)

「ビタミンB群を含みます」との表示は、ビタミンB群全てを指すことから、食品表示基準別表第12に掲げるビタミンB群（ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、葉酸）全てにおいて、栄養強調表示の基準値を満たす必要があります。

「消費者庁HP 食品表示法等(法令及び一元化情報)」資料から作成

※続きはPage1-2(会員)で記載しています。

【事故予防】 先月の回収事故から学ぶ 2017年12月

事件	時期	違反内容
銘柄牛の 虚偽表示	2017. 12.22	メニュー表示と異なる食材を使用して料理を提供していたことについて、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」規定に基づく「措置命令」が、また、農林水産省から「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)」規定に基づく「勧告」がなされました。

「神戸ビーフフィレ肉」をメニュー等に表示し、「但馬牛フィレ肉」を、表示価格(提供価格)が3千円高い「神戸ビーフフィレ肉」と称して、一部(約520kg)提供していた。

※「神戸ビーフ」「但馬牛」は神戸肉流通推進協議会が定義している商標「神戸ビーフ」は「兵庫県産(但馬牛)」のうち一定の基準を満たしたもの。

自社ウェブサイトにて、「世界の舌を魅了する神戸ビーフを満喫頂けるコースがおおすすめです。」、「世界に誇る！ジューシーで甘みのある神戸ビーフ」と記載した上で「神戸ビーフフィレステーキ」と記載していた。

※ 回収事故の解説はPage2-2(会員)で記載しています。

【案内】 基本を知る

新旧の原料原産地表示の関係を俯瞰するためにまとめました。

基準 第3条2項 抜粋

除かれる

- ・酒税組合法による原産地表示のもの
- ・米トレスサ法の特定米穀等の原産地である米穀

含む

- ・米穀
- ・別表15の1のもち

輸入品以外

対象原材料(重量割合上位1位)

生鮮食品

別表15の2～5(個別4品目)を除く

原則

国産品⇒●●(国産)

輸入品⇒▲▲(原産国名)

加工食品

別表15の2～5(個別4品目)を除く

①

国産品⇒●●(国内製造)

輸入品⇒▲▲(原産国名製造)

更に別表15の6を除く

- ・「又は」表示可
- ・「輸入」(生鮮)「外国製造」(加工)

②

●●(重量割合上位1位の生鮮食品の原産地)

③
<別表15
の1>

重量割合上位生鮮食品で50%以上のもの(重量割合50%以上の生鮮食品)⇒変動時の特例表示あり

輸入品

実質的な変更を伴う製造した国を「原産国名」で表示する

加工食品

【Q&A】疑問をほぐす

個別の食品毎に独立して表示するのか、はたまた、全体の原材料の一つとして表示するのか悩むところです。

【Q69】「個包装のドレッシングを添付したサラダ」の表示は個別の詰め合わせた添付ドレッシングとサラダの一つ一つに表示しなければいけないのですか？

※ 解答と解説はPage4-2、3(会員)で記載しています。

原料原産地表示における対象原材料が加工食品の場合には「〇〇製造」と製造地を記載します。ただし、当該原材料名が生鮮食品として認識される原材料名にあっては原材料に対応した原産地を表示するという考えです。

新設Q&A その3

(原原-50) 表示した原材料名に対応して原産地又は製造地を表示することになっていますが、対象原材料が「はちみつ」や「食塩」等の場合はどのように表示すればよいですか。

(答)

- 1 加工食品の原料原産地表示するに当たり、
 - ① 対象原材料が生鮮食品の場合は、その原材料の「原産地」を表示
 - ② 対象原材料が加工食品の場合は、その原材料の「製造地」を表示と、原材料名に合わせて、表示する必要があります。

そのため、原材料名が、生鮮食品を表しているのか、加工食品を表しているのか重要となります。
- 2 しかしながら、食品表示基準別表第1において、加工食品に分類されている食品であっても、一般的に生鮮食品に近い食品であると認識されていることなどにより、製造地表示になじまない食品等があります。
- 3 したがって、消費者へ適切な情報提供を行う観点から、上記に該当する場合の取扱いを事例として下表に整理します。

※ Page5-2につづく

＜基準Q&A 抜粋＞つづき

生鮮食品として取り扱うこととなる 原材料名 (「〇〇産」等と表示)	加工食品として取り扱うこととなる 原材料名 (「〇〇製造」と表示)
はちみつ	精製はちみつ
海水、岩塩、天日塩（注）	塩、食塩、食用塩
鶏卵、卵、卵白、卵黄	液卵、乾燥卵、粉卵、凍結卵、濃縮卵
コショウ、ブラックペッパー、ターメリック、ウコン、クミン	コショウ粉末、ブラックペッパー粉末、ターメリックパウダー、ウコン粉末、クミン末

（注）「海水」にあつては採水場所を国名又は水産物の原料原産地表示（水域名の表示等）に準じて、「岩塩」、「天日塩」にあつては採取場所等を国名又は農産物の原料原産地表示（都道府県名等）に準じて表示してください。

＜注意＞ 製造地の表示をする場合は、加工食品を表す原材料名であることが必要になります。

※ 解説はPage5-3(会員)で記載しています。

海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

原文

(c) Reduction of disease risk claims refer to claims relating the consumption of a food or food constituent, in the context of the total diet, to the reduced risk of developing a disease or health-related condition.

Examples: "A healthful diet low in nutrient or substance A may reduce the risk of disease D. Food X is low in nutrient or substance A."

"A healthful diet rich in nutrient or substance A may reduce the risk of disease D. Food X is high in nutrient or substance A."

対訳

(c) 疾病リスク低減強調表示は食生活において、ある食品又はその食品成分の摂取と、疾病又は健康状態のリスク低減との関係を示す強調表示に言及する。

例:「栄養素もしくは物質Aの含有量が少ない健康的な食事は、疾病Dの危険性を低減させるかもしれない。食品Xは栄養素もしくは物質Aの含有量が少ない。」

「栄養素もしくは物質Aの含有量が多い健康的な食事は、疾病Dの危険性を低減させるかもしれない。食品Xは栄養素もしくは物質Aの含有量が多い。」

<単語集>

reduction of disease risk claims: 疾病リスク低減強調表示

constituent: 成分

context: 周辺状況

substance: 物質

【次号2月につづく】

A Guide to Food Labelling, Kou

（編集後記） 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員（月にコーヒー1杯の価格相当分です）の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2018年も実務に役立つ内容になるよう、発信してまいります。

月刊 こう食品法令 【2018年 1月号】

価値と認める道を進むために、大切なものを意識しよう。そのためには優先順位列举することが必要です。もっとも大切なものを守る。いわゆるリスク管理をするということです。（セネカ：もりおゆう意識）

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。